

# 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項／追加情報／注記事項

なお、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。

また、連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。

## (17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

## (18) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

## 追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

## 注記事項

### (中間連結貸借対照表関係)

- 有価証券には、非連結子会社の出資金237百万円を含んでおります。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は7,112百万円、延滞債権額は47,641百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は167百万円であります。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,359百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は73,281百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,002百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	45,035百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,628百万円
借入金	1,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券54,730百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,750百万円あります。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、245,940百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが216,980百万円あります。このほか総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高が281,174百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に

において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

- 有形固定資産の減価償却累計額

24,957百万円

- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,500百万円が含まれております。

- 社債は、劣後特約付社債であります。

- 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,738百万円あります。

### (中間連結損益計算書関係)

- その他経常収益には、貸倒引当金戻入益2,432百万円、償却債権取立益463百万円及びリース料収入3,134百万円を含んでおります。
- その他経常費用には、貸出金償却4百万円、その他の債権売却損等312百万円、株式等売却損1,912百万円、株式等償却727百万円及びリース原価2,735百万円を含んでおります。

### (中間連結株主資本等変動計算書関係)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項  
(単位：千株)

	当連結会計年度	当中間連結会計	当中間連結会計	当中間連結会計	摘 要
	期首株式数	期間増加株式数	期間減少株式数	期間末株式数	
発行済株式					
普通株式	34,155	—	—	34,155	
合 計	34,155	—	—	34,155	
自己株式					
普通株式	276	0	—	277	(注)
合 計	276	0	—	277	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

### 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—	—	—	6	
合計			—	—	—	6	

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,016	30	平成23年3月31日	平成23年6月30日

#### (2) 基準日当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月9日 取締役会	普通株式	1,016	利益剰余金	30	平成23年9月30日	平成23年12月9日

### (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	平成23年9月30日現在	(単位：百万円)
現金預け金勘定	58,591	
日本銀行以外の預け金	△1,161	
現金及び現金同等物	57,429	

# 注記事項

## (リース取引関係)

(借手側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

- ①有形固定資産  
器具及び備品であります。
- ②無形固定資産  
ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

リース料債権部分	15,772百万円
見積残存価額部分	591百万円
受取利息相当額	△1,787百万円
リース投資資産	14,577百万円

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

1年以内	5,305百万円
1年超2年以内	4,079百万円
2年超3年以内	2,965百万円
3年超4年以内	1,903百万円
4年超5年以内	1,001百万円
5年超	517百万円
合計	15,772百万円

## (金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結 貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	58,591	58,591	△0
(2) コールローン及び買入手形	80,520	80,520	—
(3) 買入金銭債権（*1）	3,377	3,378	0
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	219	219	—
(5) 金銭の信託	1,500	1,500	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	20,235	20,652	417
その他有価証券	701,142	701,142	—
(7) 貸出金	2,803,819		
貸倒引当金（*1）	△14,073		
	2,789,746	2,820,938	31,192
資産計	3,655,333	3,686,943	31,609
(1) 預金	3,489,615	3,490,905	1,289
(2) 譲渡性預金	10,040	10,041	1
(3) 借入金	25,950	25,986	35
(4) 社債	10,000	10,097	97
負債計	3,535,606	3,537,029	1,423
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(281)	(281)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,568)	(3,179)	(610)
デリバティブ取引計	(2,850)	(3,461)	(610)

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（3ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、ファクタリングについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「第2四半期報告書（金銭の信託関係）」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、契約期間が3ヵ月以内のものは、短期間で市場金利を反映するため、対象先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、契約期間が3ヵ月を超えるものは、自行保証付私募債の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保証付私募債については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

その他有価証券のうち変動利付国債については、売り手と買い手の希望する価格の差が著しく大きい場合、市場価格が公正な評価額を示していないとの判断の下、経営者の合理的な見積りによる価額によって評価しております。

これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が377百万円増加、「繰延税金資産」が152百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が224百万円増加しております。

なお、経営者の合理的な見積りによる価額は、国債の利回りから見積もった将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主要なファクターであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「第2四半期報告書（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、金利更改期間が3ヵ月以内の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。金利更改期間が3ヵ月を超える変動金利によるもの及び固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、固定約定期間が短期間（3ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（3ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、金利更改期間が3ヵ月以内の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状

# 注記事項

態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。金利更改期間が3ヶ月を超える変動金利によるもの及び固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、固定約定期間が短期間（3ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (4) 社債

一定の期間ごとに区分した当該社債の元金の合計額を同様の発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「第2四半期報告書（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (* 1) (* 2)	3,865
② 組合出資金 (* 3)	988
合計	4,853

- (\* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (\* 2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について7百万円減損処理を行っております。
- (\* 3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

#### (ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 6百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注1)	普通株式 10,300株
付与日	平成23年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成23年7月28日から平成48年7月27日まで
権利行使価格 (注2)	1円
付与日における公正な評価単価 (注2)	2,558円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

#### (資産除去債務関係)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	674百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	24百万円
その他増減額 (△は減少)	2百万円
当中間連結会計期間末残高	701百万円

#### (1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額 4,923.53円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	171,397百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	4,597百万円
(うち新株予約権)	6百万円
(うち少数株主持分)	4,591百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	166,799百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	33,878千株

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益金額 197.91円

(算定上の基礎)

中間純利益	6,704百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る中間純利益	6,704百万円
普通株式の期中平均株式数	33,878千株

(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)

197.88円

中間純利益調整額

一百万円

普通株式増加数

3千株

うち新株予約権

3千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要

—

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。